

警視庁警備部長
警視庁公安部長
警視庁刑事部長
警視庁生活安全部長 殿
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)
警察大学校長
各管区警察局広域調整担当部長
庁内各関係局部課長

原議保存期間	5年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

警察庁丁国テ発第192号、丁生経発第46号
丁刑企発第33号、丁組企発第61号
丁国捜発第681号、丁備企発第86号
丁公発第51号、丁備発第105号
丁外事発第78号

平成28年3月30日
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長
警察庁生活安全局生活経済対策管理官
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局公安課長
警察庁警備局警備課長
警察庁警備局外事情報部外事課長

旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う管理者対策の徹底について（通達）

旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号。以下「改正政令」という。別添1）が平成28年3月30日公布され、同年4月1日施行されることとなった。改正政令の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、この通達は、厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

いわゆる「民泊サービス」に対する規制の在り方については、厚生労働省と観光庁が共同で開催している「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」において検討が進められているところ、同検討会において、当面の対策として、現行の旅館業法（昭和23年法律第138号）における簡易宿所の枠組みを活用し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を緩和することにより、旅館業法の許可を取得しやすいものとする事とされた。

2 内容

旅館業法施行令第1条第3項に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備基準のうち、同項第1号を、客室の延床面積について、33平方メートル以上を求める現行の規定から、33平方メートル（旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者

の数を乗じて得た面積) 以上であることを求める規定に改正するもの。

3 留意事項

旅館業者による日本国内に住所を有しない外国人宿泊者（以下「外国人宿泊者」という。）の本人確認の強化等については、厚生労働省から都道府県知事等に対し、旅館業者が実施すべき措置として、「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日付け健衛発1219第2号。別添2）等が発出され、旅館業者に周知・指導がなされている。

外国人宿泊者に対する本人確認の徹底は、平成16年12月10日に政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「テロの未然防止に関する行動計画」において、テロの未然防止対策の一つとして盛り込まれたものである。厳しい国際テロ情勢の中、我が国では本年の伊勢志摩サミット、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催が予定されているところ、テロリスト等が旅館等に潜伏するなど、これを悪用することのないよう対策を強化する必要がある。

改正政令の施行により、従来よりも小規模な施設について簡易宿所の許可取得が可能となったところであるが、上記対策強化の必要性に鑑みると、旅館業を営もうとする者が確実に旅館業法に基づく許可を取得するよう促すこと及びこれら新たに簡易宿所に位置付けられた施設により営業する旅館業者に対しても、旅館業者が実施すべき措置について周知徹底することが重要である。

このため当庁から厚生労働省に対して、当該措置に関する旅館業者への周知・指導の再徹底を要請したところ、同省から都道府県の衛生主管部局長等に対し、「旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について」（平成28年3月30日付け生食発0330第5号。別添3）が発出され、その旨盛り込まれたところである。

各都道府県警察においては、都道府県等の衛生主管部局、管内の業界団体等と連携し、悪質な無許可営業者に対しては適切な措置を講ずるとともに、今後新たに許可を取得する旅館業者に対し当該措置の内容を再度周知・徹底させるなど、旅館業者に対する管理者対策を徹底されたい。

別添 1

旅館業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 簡易宿所営業の客室の延床面積に係る構造設備の基準を緩和すること。(本則関係)

第二 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。(附則関係)

政令第 号

旅館業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「三十三平方メートル」の下に「（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）」を加える。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

昨今の衛生水準の向上及び簡易宿所営業の利用者の需要の多様化に鑑み、当該営業の客室の延床面積に係る構造設備の基準を緩和する必要があるからである。

旅館業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。</p> <p>二〇七（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。</p> <p>二〇七（略）</p> <p>4（略）</p>

◎ 旅館業法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

一 旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）（抄）	1
二 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）（抄）	2
三 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）（抄）	3

○ 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（抄）

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2（略）

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4～6（略）

第三条 旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を経営しようとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設を設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3～6（略）

第四条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第六条 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があつたときは、こ

それを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。

2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七条の二 都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第三条第二項の規定に基く政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条又は第八十二条の罪

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業に関するものに限る。）

三 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第二章に規定する罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪

○ 旅館業法施行令（昭和三十三年政令第五百五十二号）（抄）
（構造設備の基準）

第一条 (略)

2 (略)

3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。

二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。

三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

4 (略)

○ 旅館業法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第二十八号) (抄)

第一条 旅館業法 (昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。) 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。) に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 営業施設の構造設備の概要

六 (略)

2 (略)

第四条 旅館業を営む者は、前三条の申請書に記載した事項 (営業の種別を除く。) を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

健衛発 1 2 1 9 第 2 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿厚生労働省健康局生活衛生課長
(公 印 省 略)

旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について

宿泊者名簿の必要事項の記載の徹底については、旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第7号）の施行に伴い、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成17年2月9日付け健発第0209001号健康局長通知）及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について」（同日付け健衛発第0209004号当職通知）により旅館業の営業者が実施すべき措置の周知、指導を依頼するとともに、その後も繰り返し周知の徹底、指導をお願いしてきたところです。

しかしながら、別添の警察庁からの依頼にあるとおり、依然として営業者が実施すべき事項等が徹底されていない事例も散見されている状況です。

国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するためにも不特定多数の者が利用する旅館等においては、安全確保のための体制整備は非常に重要なものとなっていることから、改めて下記の内容について営業者に対する周知、指導の徹底をお願いします。

記

- 1 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること。
- 2 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えない。
- 3 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 4 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。
なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はないものと解すること。

各〔都道府県知事〕
〔政令市市長〕殿
〔特別区区長〕

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について

本日公布された旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号。以下「改正令」という。）により、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容等は下記第1のとおりである。

また、これに関連して、下記第2のとおり旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の一部を改正するとともに、これらの改正に関し、下記第3により運用上の留意事項等を示したので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底及び指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 旅館業法施行令の一部改正について

1 改正の趣旨

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」（以下「民泊サービス」という。）については、様々なニーズに応えつつ、宿泊者の安全性の確保、近隣住民とのトラブル防止などが適切に図られるよう、適切なルールづくりが求められている。

その一方、民泊サービスを反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て行う場合、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）に基づく許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ずに実施されるものが広がっており、これに早急に対応することが求められている。

こうした状況を踏まえ、令第1条第3項に規定する客室の延床面積の基準を衛生水準の確保が可能な範囲において緩和することにより、簡易宿所の枠組みを活用して法に基づく許可取得の促進を図るものである。

2 改正の内容

令第1条第3項に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備基準のうち、同項

第1号に規定する客室の延床面積について、「33平方メートル以上であること」を、「33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること」に改める。

第2 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生等管理要領（以下「要領」という。）に関して、上記第1の改正令と同様に、民泊サービスについて、簡易宿所の枠組みを活用して法に基づく許可取得の促進を図る観点から、別紙1新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から施行する。

第3 運用上の留意事項等について

1 法第2条第4項においては、「簡易宿所営業」の施設について、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」と定義されており、また、多数人とは、2人以上をいうものである旨これまで示しているところであるが、今回の改正に伴い、この解釈を変更するものではないこと。すなわち、1施設で2人以上の宿泊が可能なものであること。

2 簡易宿所営業の営業許可の申請手続については旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第1条に規定しているところであるが、申請に当たり、申請者に対し、同条第1項第5号の規定（営業施設の構造設備の概要）に基づき、施設に同時に宿泊する者の最大の数についても記載させること。

また、客室の延床面積を33平方メートル未満とし、かつ、宿泊者の数を10人未満とした申請に対する営業許可に当たっては、法第3条第6項の規定に基づき、客室における宿泊者1人当たりの床面積を3.3平方メートル以上とすることを営業を行う条件として附すこと。当該条件を附すことにより、当該条件を満たさなくなった場合、法第8条の「この法律に基づく処分に違反したとき」として、営業許可の取消し又は営業の停止の対象となるものであること。

3 都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下「都道府県等」という。）においては、令第1条第3項第7号の規定に基づく簡易宿所営業の施設の構造設備の基準、法第4条第2項の規定に基づく衛生措置の基準等を定める条例の規定について、今回の改正の趣旨や、今回の改正により簡易宿所営業として営業することが可能となる小規模な施設の特性を踏まえ点検し、必要に応じて条例の弾力運用や改正等を行っていただくようお願いする。

なお、改正令及び要領の一部改正の施行日を平成28年4月1日としているところであるが、これは、都道府県等における必要な条例改正等を施行日前に行うことまでを求めるものではないこと。ただし、可能な限り早期に条例改正等の必要な対応を行っていただくようお願いする。

4 特に、上記第2（別紙1新旧対照表）のとおり、玄関帳場等の設置について、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、要領のⅡの第2の3（1）及び（2）に掲げる要件を満たしているときは、玄関帳場等の設備を設けることは要しないこととするところ、改正の趣旨を踏まえ、簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について条例で規定している都道府県等においては、実態に応じた弾力的な運用や条例の改正等の必要な対応につき、特段の御配慮

をお願いします。

なお、この場合における当該要件の具体的な内容については、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年4月1日付け健発0401第1号厚生労働省健康局長通知）の第2の4及び5に示した例などを参考としつつ、使用する施設の構造や管理体制等を踏まえ判断願いたい。

- 5 法の遵守の徹底については、これまでも「旅館業法の遵守の徹底について」（平成27年11月27日付け生食衛発1127第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知。以下「平成27年11月27日付け通知」という。）等により要請しているところである。法に基づく許可取得を促進するため、今回の改正内容のみならず、今回の改正を踏まえて、自宅の一部やマンションの空き室などを活用する場合においても、反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させるサービスを提供する場合には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として実施される場合を除き、法に基づく許可を取得することが必要である旨、併せて周知するとともに、事業者への指導徹底を図っていただくようお願いする。
- 6 平成27年11月27日付け通知において、法に基づく許可に当たり、管理規約等を踏まえた適正な使用権原の有無等についても留意した対応を要請したところである。民泊サービスで特に懸念される近隣住民等とのトラブルを防止する観点から、法に基づく許可に当たっては、関係法令だけでなく、賃貸借契約、管理規約（共同住宅の場合）に反していないことの確認に努めていただくようお願いする。
- 7 国内におけるテロ行為等の不法行為を未然に防止するためにも、不特定多数の者が利用する旅館等における安全確保のための体制整備は非常に重要であるが、今回の改正を踏まえ、警察庁から改めて別紙2のとおり依頼があった。宿泊者名簿の必要事項の記載の徹底については、これまでも繰り返し周知の徹底、指導をお願いしてきたところであるが、今回の改正により、小規模な施設が簡易宿所営業として営業することが可能となることから、営業者に対し、「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日付け健発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）に示す営業者が実施すべき措置の内容につき、改めて周知及び指導等の徹底をお願いする。